

飯塚市協働のまちづくり推進啓発業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

地域活動団体である「まちづくり協議会」や「自治会」は、防犯や防災、高齢者福祉、子どもの育成、環境美化など、飯塚市民の生活を支える様々な活動において重要な役割を担っている。しかし、近年では、ライフスタイルや価値観の多様化により、特に若い世代の自治会等の加入率が低下し、活動の担い手不足や活動への参加者の減少など課題が浮き彫りになっている。その課題解決のためには、「12 地区まちづくり協議会」およびその構成団体である「自治会」の存在意義や役割を市民に再認識してもらう必要があり、これまでの啓発活動とは異なる新たな手法により効果的な PR を実施することで、地域活動団体に対する理解や関心を高め、子育て世代の自治会加入率の向上に寄与することを目的とする。

なお、業務委託においては、専門的な視野で効果的手法を考慮した仕様とするため受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

飯塚市協働のまちづくり推進啓発業務委託

(2) 業務内容

別紙「飯塚市協働のまちづくり推進啓発業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 29 日まで

(4) 履行場所

飯塚市 外 地内

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 見積限度額

1,818,000 円(消費税及び地方消費税を除く。)

4 参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 飯塚市内に本社または支社を有し、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

- (3) 飯塚市有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定に基づく指名停止期間中でないことおよび飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号)に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 国税及び地方税に滞納がないこと(消費税及び地方消費税を含む)。

5 本業務委託に関する公募及び、手続き等の公表

- (1) 事業者の公募は、市公式ホームページに掲載して行う。
- (2) 公募の期間は、令和 5 年 5 月 30 日(火)から令和 5 年 7 月 6 日(木)とする。

6 実施スケジュール(予定)

内 容	日 程
公募の開始	令和 5 年 5 月 30 日(火)
質問の受付期限	令和 5 年 6 月 6 日(火)17 時 15 分まで
質問の回答期限	令和 5 年 6 月 14 日(水)17 時 15 分まで
参加表明書の提出期限	令和 5 年 6 月 29 日(木)17 時 15 分まで
企画提案書の提出期限	令和 5 年 7 月 6 日(木)17 時 15 分まで
第 1 次審査(事前書類審査)	令和 5 年 7 月 10 日(月)
第 1 次審査結果通知	令和 5 年 7 月 11 日(火)
第 2 次審査開始時間等通知	令和 5 年 7 月 12 日(水)※予定
第 2 次審査(プレゼンテーションによる審査)	令和 5 年 7 月 19 日(水)※予定
審査結果通知	令和 5 年 7 月中旬※予定
契約締結	令和 5 年 7 月下旬※予定

※印の日程は変更の可能性があります。

7 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

本業務委託に関する質問は、「質問票（様式第4号）」（以下「質問票」という。）により電子メールにて提出すること。

(1) 受付期限

令和5年6月6日(火)17時15分まで（必着）

(2) 提出方法

「質問票（様式第4号）」により電子メールで提出することとし、電子メールの表題は「プロポーザル質問票」とすること。

メールアドレス machizukuri@city.iizuka.lg.jp

質問票送信後は必ず「16 問い合わせ先」に記載の連絡先へ送信した旨を電話連絡すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は令和5年6月14日(水)17時15分までに市の公式ホームページで質問者名を伏せて掲載する。

8 参加表明書等の提出

プロポーザル参加申込者(以下「参加申込者」という)は、以下により参加表明書及び必要書類を提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。なお、期限までに提出が無かった者は辞退したものとみなす。

(1) 提出期限

令和5年6月29日(木)17時15分まで(必着)

(2) 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(3) 提出場所

「16 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

(4) 提出書類

- ①参加表明書(様式第1号)
- ②会社概要表(様式第2-1号)
- ③役員名簿(様式第2-2号)
- ④業務実施体制(様式第2-3号)
- ⑤業務実績調書(様式第3号)
- ⑥会社概要(会社パンフレットなど任意様式)
- ⑦登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(所轄法務局が提出日から3か月以内に発行した現行と相違のないもの。写し可)
- ⑧財務諸表(直近の決算のもの)

⑨国税及び地方税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの。写しでも可)

⑩印鑑証明書(名簿に登載されていない者は、原本を添付。なお副本は写し可)

⑪過去5年間に地方公共団体に納品した本業務と同種の計画書又は概要版

⑫審査結果通知書の返信用封筒(返信先を記載し84円切手を貼った長3封筒)

※③⑦⑧⑨⑩については、名簿登載者は提出不要。

※本業務と同種の実績がない場合であっても、⑤の提出は必要。

※本業務と同種の実績がない場合は、⑪の提出は不要。

※⑦、⑨、⑩については、提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。

(5) 提出部数

①提出部数は正本1部とし、④業務実施体制(様式第2-3号)及び⑤業務実績調書(様式第3号)については、副本8部とする。※副本についてはコピー可

②正本にのみ代表者印を押印し、副本には事業者の名称その他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。

9 プロポーザル参加の辞退

参加表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和5年7月7日(金)正午までに「辞退届(様式第5号)」の提出により辞退を認める。

10 企画提案書の作成及び提出

参加申込者は以下により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年7月6日(木)17時15分まで(必着)

(2) 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(3) 提出場所

「16 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

(4) 提出書類

①企画提案書(様式第6号)※表紙として使用すること。

②提案書(任意様式)

(5) 企画提案書の作成要領

①提案書には以下の項目を盛り込み、項目ごとに具体的な提案を行うこと。(様式は任意)

●啓発動画の制作に関する提案

ア 事業における理解

事業者における本事業に対する基本的な考え方、本事業の意義や目的に対す

- る理解及び本業務に取り組む意欲などについて記載
- イ 啓発コンセプトの例示及び閲覧者の興味を引く印象に残るようなキャッチフレーズ等を例示すること
- ウ 全体的な構成(ストーリー等)と具体的イメージ
- エ 動画の作製方法
- オ 作製する動画の独創性
- カ 現状分析の手法、市場調査の実施回数や地域活動団体等(事務局含む)との協議回数

●画像データ(紙媒体ツール)の制作に関する提案

- ア 事業における理解
事業者における本事業に対する基本的な考え方、本事業の意義や目的に対する理解及び本業務に取り組む意欲などについて記載
- イ 啓発動画と同様にコンセプト及びキャッチフレーズ等を例示した具体的なデザインやイメージ
- ウ 作製する画像データの独創性
- エ 現状分析の手法及び市場調査の実施回数や地域活動団体等(事務局含む)との協議回数

●事業者独自の提案

- ア 事業目的を達成するために、電子黒板を活用した効果的な方策について実現可能な範囲での斬新なアイデア
- イ その他、独自事業提案

●業務工程表

- ア 業務工程表(様式は任意)は「動画制作」、「画像データ制作」、及び「事業者独自提案」業務について作成すること。
- イ 市が主催・共催するイベントや参加申込者が開催するイベント等における市場調査の実施や地域活動団体等(事務局含む)との協議についても工程表に明記すること。

●見積内訳書(任意様式)

- ②提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。文字は11ポイント以上を使用し、「12審査基準及び配点」の審査項目を見出しにして具体的な提案を行うこと。可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- ③提出部数
各9部(正本1部 副本8部) ※副本についてはコピー可
- ④表紙は企画提案書(様式第6号)とし、正本にのみ代表者印を押印すること。副本には事業者の名称その他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。

(写真等の資料にも記載がないことを確認すること。)

⑤本編は A4 版、横書き、20 ページ以内、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみ A3 版を織り込んで作成しても差し支えない。

⑥提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

(6) 提出場所

「16 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

11 審査方法

審査は、飯塚市職員で構成する飯塚市協働のまちづくり推進啓発業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、採点基準に基づき実施する。なお、審査において事業者の名称は伏せる。

(1) 第 1 次審査（事前書類審査）

①参加申込者が 5 社以上となった場合

参加申込者が 5 社以上となった場合は、第 1 次審査を実施する。第 1 次審査は提案書等に基づいて審査委員会が書面審査し決定する。

②審査項目

「12 審査基準及び配点」の審査項目 1 から 4 までの審査項目（共通）

③第 1 次審査（事前書類審査）実施の有無連絡

第 1 次審査を実施する場合は、令和 5 年 7 月 7 日(金)17 時 15 分までに電話にて連絡する。実施しない場合については連絡を行わない。

④実施日

令和 5 年 7 月 10 日(月)

⑤結果通知

令和 5 年 7 月 11 日(火)17 時 15 分までに審査結果を第 1 次審査通過者にのみ電話にて連絡する。後日、参加申込者全員に対して、企画提案書提出者選定通知書又は非選定通知書により通知するものとする。この場合において企画提案書等の提出者として選定されなかった参加申込者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内（休日は含まない。）に書面により市へ説明を求めることができる。

⑥審査内容に対する問合せ及び異議申立

第 1 次審査の内容に対する問合せについては回答を行わない。また、参加申込者は第 1 次審査の実施後、不知または内容の不明を理由として異議申立てをすることはできない。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーションによる審査）

審査委員会において採点基準に基づき審査する。

①実施日

令和 5 年 7 月 19 日(水)※予定

※開始時間は実施場所等と合わせて令和 5 年 7 月 12 日(水)17 時 15 分までに電子メール及び電話で通知する。

②参加人数

3 名以内（配置予定の主任及び担当者は出席すること。）

③審査時間

30 分以内とする。（説明 15 分、質疑応答 15 分）

④留意事項

ア プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に基づいて行うものとする。事業者の名称やその他事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと。所持品等についても同様とする。（写真等の資料にも記載がないことを確認すること。）

イ 原則、プレゼンテーション審査の順番は提案書等の提出順とする。

ウ パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案者側で機器を準備すること。なお、スクリーン、プロジェクター、電子黒板については市が準備するので審査前日までに担当窓口連絡すること。

エ プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。

オ プレゼンテーションは非公開とする。

⑤最高得点の者が複数いる場合

最高得点の者が複数いる場合は総合点より「審査項目 4 見積金額」を除いた点数が最も高い者を受託候補事業者とする。なお、点数の同じものが 2 者以上あるときは、くじにて決定する。

⑥審査の結果、最高得点の提案者の総得点数が 6 割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募することとする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は令和 5 年 7 月中旬（※予定）に、プロポーザル審査結果通知書により通知するものとする。この場合において受託候補者として特定されなかった参加申込者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内（休日は含まない。）に書面によりまちづくり推進課へ説明を求めることができる。

(4) 審査内容に対する問合せ及び異議申立

第 2 次審査の内容に対する問合せについては回答を行わない。また、参加申込者は第 2 次審査の実施後、不知または内容の不明を理由として異議申立てをすることはできない。

(5) 審査結果の公表

審査の結果については、飯塚市ホームページに以下の内容で公表する。

①受託候補者の名称、所在地、総得点

②受託候補者以外の総得点（社名等は、非公開とする。）

12 審査基準及び配点

(1) 審査項目は、次表のとおりとする。

	審査基準	審査項目	審査内容	配点
1	共通	実施体制	啓発業務における実施体制、支援体制、役割分担等が明らかになっているか。	5
2		業務実績	本業務と同種又は類似業務についての受託実績	5
3		業務工程	業務を実施するにあたってのスケジュールが整理されており、具体性・実現性が高いものであるか。	5
4		見積金額	費用積算根拠が示され、見積額（税抜）が内容に見合ったものであるか。	5
5	企画提案（動画制作・画像データ制作）内容の 事業目的理解 有効性 独創性等	事業目的理解	本業務の目的を理解し、事業趣旨に合致した要素が啓発内容にふくまれているか。	動画制作 10 画像データ制作 10
		有効性	企画提案の内容やその手法は効果的かつ実現性が高いものであるか。	動画制作 10 画像データ制作 10
		独創性等	啓発内容は子育て世代の興味を引くことが期待できる魅力的・独創的な内容か。	動画制作 10 画像データ制作 10
6	事業者独自提案 内容の実現性	実現性	本事業の目的を達成するために、提案者の発想による独自提案がなされており、実現性が高いものであるか。	電子黒板活用 10 その他独自 10
合計				100

13 契約の締結

(1) 契約手続き

受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし契約交渉が不調の時は、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、受託候補者が、地方自治法施行令第 167 条の第 4 項第 1 項又は第 2 項の規定に該当する場合、又は飯塚市からの指名停止を受けることとなった場合は契約の締結を行わない。

契約手続きに係る詳細については、飯塚市契約規則に従って取り扱うものとする。

(2) 契約内容

内容については、市と受託候補者とで提案内容に基づき協議を行い、仕様書（委託内容）を確定させることとする。なお、協議にあたっては、提案書等の内容の一部を修正する場合がある。

(3) 再委託

受託候補者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ市の承諾を得ること。

14 失格事項

次のいずれかに該当する場合には該当参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 実施要領 4 に記載の参加資格を満たしていない場合、または満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載された場合
- (5) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (6) 本実施要領 3 に記載の見積限度額を超える見積額で提案された場合
- (7) 公正に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- (8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年告示第 28 号)の規定に該当する行為が認められた場合
- (9) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。また提出後の差替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 提出された提案書等は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用

しない。

(4)参加者は本プロポーザル実施後、不知または内容不明を理由として異議申立てすることはできない。

(5)手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は日本語及び日本国通貨に限る。

16 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市役所 市民協働部 まちづくり推進課 まちづくり協議会支援係(担当：栗田)

電 話 0948-22-5500(内線 1431)

F A X 0948-22-5526

メールアドレス machizukuri@city.iizuka.lg.jp